

南庄内 合併協議会だより

鶴岡市 藤島町 羽黒町
櫛引町 朝日村 温海町

市町村長が合併協定を締結しました

1 合併をする理由

鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村、温海町の六市町村は、十一月九日に南庄内合併協議会を設置し、その後、協議会を四回開催して、合併する上で決める必要がある事柄の協議を進めてきました。その結果、予定していた協議がすべて整ったことから、六市町村長が、この協議結果を踏まえた合併協定書をつくり、十二月十二日に合併協定調印式を開催して合併協定を締結しました。

新時代にふさわしい価値があり、活力ある地域づくりを目指し、みんなで力を合わせて楽しく頑張るため
国内の地方、そしてこの南庄内地域では、これから少子・高齢化を伴いながら人口そのものがかつてなく減少する見込みです。一方この南庄内地域は、どこにでも誇ることができる貴重な自然資源や文化資源が豊かで、これを将来に向け、いつまでも大切に活用し、地域の活力を維持、発展させる必要があります。そこで、この南庄内が元気な間に互いに知恵と行動力を合わせ、さらに魅力ある地域になつていくように頑張り、この責任を果たしていこうというものです。

るサービスは、これまでどおり今の役所・役場で間に合うものほか、今までもやってきたがもっと満足できる高度なサービスなどがあるでしょう。前者は今後も同じようにニーズにこたえていきます。後者は、市町村の今の体制では難しくなってきたので、市町村の専門職員力を合わせ、例えば、健康分野では小児専門、障害者専門などのように分野ごとの専門能力者を備え、住民ニーズにこたえたいということです。

2 住民の皆さんにご理解いただきたいこと

市町村合併は、今の市町村の組織・機構を一つの自治体として編成し直すことです。その中で、住民の皆さんにご不便をかけないように、またこれまで各市町村で頑張ってきた特性を活かした施策などは尊重するように努めるなど、よく注意をしていきます。

来年度中に新市を発足させるには、予算編成や組織・機構をつくり替える膨大な作業が必要です。それは市町村職員挙げで取り組む仕事であり、そのためには少なくとも二、三ヶ月の時間が必要と思われれます。そのため、合併をするのなら、なるべく早く、各議会の議決をいただいで合併市町村の枠組みを固めたいということです。

なお、新市発足に向けた作業は極めて難しくかつ膨大であり、気が付かないこともあるかも知れません。

住民の皆さんには何かとご指導・ご注意をいただくようお願いいたします。

合併協定書の主な内容は四ページに掲載していますが、合併日は平成十七年十月一日とすること、新市の名称は鶴岡市とすることなどのほか、すべて協議会で合意したことですので、ぜひご覧ください。

住民が求める公的サービスの内容の高度化、多様化に対応するため、市町村の各専門職員の資質を高めながら、さらに強い連携のもとでより高度なサービスを機動的に提供できるようにするため
住民の皆さんが市町村に求め

市町村合併の最大の動機は、地方分権を進める受け皿をつくること、厳しくなる地方財政の効率的な運営を促進することにあります。これは南庄内地域でも同様で、この事情にきちんと対処していく必要があります。一方、合併によるデメリットを懸

合併時の議員定数は38人に

農業委員定数は在任特例を採用



議員定数は

議会議員の定数については、議会議員である協議会委員で構成する議会議員定数等検討小委員会で協議され、合併後の激変緩和と各市町村の区域の議会議員が一人あるいは不在となることを避けるため、前の協議会での協議結果と同様、合併後最初に行われる選挙に限り、選挙区を設け定数特例を適用することとし、各選挙区ごとの議員定数についても前の協議会で合意された数を変えないことが合意されました。

その協議結果に基づき十一月二十七日の第三回合併協議会で次のように確認されました。

一 新市の議会議員の定数

	現在の定数	合併後の最初選挙	2回目以降の選挙
鶴岡市の区域	28人	23人	34人
藤島町の区域	18人	4人	
羽黒町の区域	18人	3人	
榎引町の区域	15人	3人	
朝日村の区域	14人	2人	
温海町の区域	18人	3人	
合計	111人	38人	

新市の議会議員の定数は、三十四人とする。ただし、合併後最初に行われる選挙により選出される議会議員の任期に相当する期間に限り、定数特例を適用し三十八人とする。

二 選挙区

合併後最初に行われる選挙については、各市町村の区域をもって選挙区とし、各選挙区における議員の定数は左表のとおりとする。

なお、合併後の最初の議会議員選挙は、合併後五十日以内に行われることとなります。

農業委員は

農業委員会の委員は、選挙による委員、選任による委員をもって構成されています。

新設合併の場合、関係市町村の農業委員はすべてその身分を失うことになるのが原則です。

これに対して、合併特例法には市町村合併の際、合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で、新市の被選挙権を有することになるものは、八十人を越えない範囲で定めた数の者に限り、合併後一年を越えない範囲で定めた期間、引き続き新市の農業委員会の委員として在任することができます。

この取扱いについては、関係市町村の農業委員会による協議が行われ、新市の発足時において、農業委員会が廃止され、選挙委員も身分を失うことになった場合は、市民サービスができなくなることから、選挙委員について在任特例を適用するなどの意見集約の報告を受け、十一月十九日の第二回合併協議会で次のように確認されました。

	現在の定数	在任特例期間中の定数	選挙区	在任特例後の定数
鶴岡市の区域	22人	13人	3	各選挙区ごとの委員の定数は、選挙人の数に比例して定められます。
藤島町の区域	13人	5人	1	
羽黒町の区域	16人	5人	1	
榎引町の区域	15人	6人	1	
朝日村の区域	13人	4人	1	
温海町の区域	10人	4人	1	
合計	89人	37人	8	37人

一 新市に一つの農業委員会を置き、選挙による委員の定数は三十七人とする。

二 選挙による委員の選挙については、選挙区を設けるものとし、鶴岡市は三選挙区、各町村はそれぞれ一選挙区とする。

三 在任期間中の選挙委員の定数は右表のとおりとし、互選により合併の日から平成十七年十一月二十五日まで引き続き在任する。

南庄内の「新市建設計画」をご紹介します

《基本理念》 - 出羽庄内に多様性が生き 新しい時代のいのち輝く 希望のまち -

新市の将来像

日本海国土軸
交流拠点都市



健康づくり
先進都市



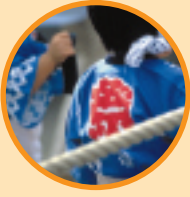
豊かな食の
農林水産都市



先端研究
産業都市



文化と自然の
創造交流都市



学習社会
先進都市



新市建設計画の基本的考え方

新市建設計画は、各市町村の現在の構想・振興計画を最大限尊重し、地域特性にも十分配慮しながら、合併協議会での協議を重ね策定したものです。

この計画については、今後の社会経済情勢の変化や市民ニーズに対処して、新たな事業に対しても弾力的に対応するなど、今後とも住民の皆さんからのご意見をいただきながら、より良く新市のまちづくりが推進されるよう努めることとされています。

◆新市の基本理念とは

南庄内の六つの市町村は、美しく美り豊かな自然に恵まれ、城下町として、あるいは全国でも有数の稲作地帯を培ってきた農山漁村として、長い歴史の中で人を育て、文化を生み出し、産業を興し、地域の暮らしを豊かに導きつつ、今日まで発展してきました。そして、新時代を迎えた今、六市町村では、それぞれの地域の歴史、文化、自然などの特性を生かした施策の展開を通じて、更なる飛躍を期すこととされています。

新市においては、こうした各市町村の取り組みを継承し、新市の施策として再編しつつ、一層強力に推進することとし、南庄内の豊かで多様な自然や文化などの特性が十分発揮され、新市が魅力ある農林水産地域とし、また新城下町として住民の創造的学習・研究活動により、一層

輝いていくよう努めたいと考えています。

◆新市の基本目標

1 美しく快適な

南庄内らしい基盤整備

新市の美しい自然や景観が一層生きてくる土地利用を図りながら、道路、上下水道、公園など、市民の快適な生活を支える社会資本の整備を進めます。また、高速交通基盤、情報通信基盤についても、地域内外の格差の是正に努めます。

2 教育と研究的基盤整備による

新市の核づくり

学校教育の環境を整備し、地域との連携を強めながら、心豊かでたくましい子どもの育成に努めます。また、研究機関、大学等での研究活動を積極的に支援します。

3 誇れる文化の継承・発展と

交流の拡大

地域に根ざした文化的活動を一層助長し、新市全体をキャンパスに、楽しい学びの交流を行います。

また、地域の国際化を一層促進しながら、国際的にも存在感のあるまちづくりを推進します。

4 地域資源を高度に生かした

新しい産業の創出

農林水産業では地域の伝統や文化を包み込んだ南庄内らしい新しいビジョンのもと、新市の基幹産業としての発展方策を展開します。

また、工業、商業、観光においても、

文化性の高い製品、サービスを重視し、地産地消はじめ産業間の連携を促進しながら、企業活動の高度化に対応した環境整備に努めます。

5 お互いが温かく支えあう

「コミュニティ」の再構築

地域の成り立ちを十分に尊重しながら、地域の住民の生活を地域の住民が支える、新しいシステムづくりや活動の担い手の育成を図ります。

6 安心して暮らせる健康と福祉、

子育ての環境づくり

健康と福祉、子育てについての総合的な機能を併せ持つ拠点施設を建設するほか、高齢者、障害者、保育のための施設を整備します。

一方、行政の専門性を高めつつ、地域の住民の福祉を地域の住民の手で支えるよう、各種福祉サービスの提供システムを再構築します。

7 安全な地域づくりと

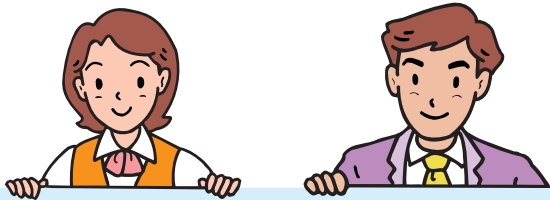
資源循環型社会の実現

新市の総合的な防災計画の策定、防災の情報システム整備、消防救急体制の拡充を図るとともに、リサイクルシステムの確立などを通じて資源循環型社会の実現を目指します。

8 学習とスポーツで生きがいのある

地域社会づくり

新しい時代に即した学習施設の建設や運動施設の更新などの整備を行い、一層多くの市民が学習・スポーツ活動に参加できるよう、多様で体系的な学習機会の開設を図ります。



合併協定書から

合併の方式 新設合併とする。

合併の期日 平成17年10月1日とする。

新市の名称 鶴岡市とする。

新市の事務所の位置 鶴岡市馬場町9番25号（現在の鶴岡市役所の位置）とする。（町村役場は支所（仮称）として活用します）

地域審議会の取扱い 合併前の鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村、温海町の区域ごとに地域審議会（市町村の区域の合併に係る事務に関し、市長に意見を述べる機関）を設置する。設置期間は、平成17年10月1日から平成27年3月31日までとする。

組織及び機構の取扱い 現在の鶴岡市役所を本所、町村役場を支所とし、行政機能を分担し、配置する。本所・支所においては、住民がこれまでどおり、各種の手続きができるようにするとともに、住民の日常生活の問題に関する相談窓口を設ける。

町・字の取扱い 町・字の区域は、原則として現行のとおりとする。大字の名称には、「大字」の字句を付さないものとする。現町村名の取扱いについては、合併までに調整する。

地域コミュニティ支援及び行政連絡体制の取扱い 自治組織については、歴史的経過、地域特性を踏まえ、地域住民の意思を尊重し、5年以内に自治組織のあるべき姿を検討する。

国民健康保険事業の取扱い 保険税については、不均一課税とし、5年以内に段階的に調整する。

消防団の取扱い 組織体制については、各市町村の消防団の体制を維持し、連合消防団体制とする。

介護保険事業の取扱い 1号被保険者（65歳以上の方）の保険料については、新市の介護保険事業計画により平成18年度から統一する。

保育事業の取扱い 保育料については、当面は住所地により保育料を算定することとし5年以内に国の基準を参考に新たな保育料を検討し、その後段階的に調整する。

農林水産関係事業の取扱い 水田農業構造改革対策における生産目標数量の配分率、独自カウントについては、従来の経過を尊重しながら、現在の

協議会の協議を踏まえ、6市町村長が合併の基本項目や住民生活に特に関わりのある48項目を協定項目としてまとめ、調印しました。主なものについてお知らせします。

市町村への配分根拠を基礎に、新たに設置される第三者機関的組織（水田農業推進協議会）の意見を踏まえて5年以内に決定する。

建設関係事業の取扱い 都市計画決定については、新市全体を1つの都市計画区域とするとともに、区域区分の実施及び総合的な土地利用方針を3年以内に定める。現在の市町村道は、すべて新市の市道として引き継ぐ。除雪については、各市町村の除雪計画を新市に引き継ぎ、現行のとおり実施する。

上水道事業の取扱い 水道料金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市での水道事業計画を策定のうえ、5年以内に統一する。また、料金体系については、料金の統一に合わせ、口径別料金体系を基本に統一する。

下水道事業の取扱い 公共下水道事業及び集落排水事業の使用料については、下水道事業計画、集落排水事業計画を策定のうえ、5年を超える経過措置をもって調整する。

学校教育事業の取扱い 通学区域については、当面現行のとおりとし、新市の教育委員会において適切に対処する。学校給食については、当面は現行のセンター方式、自校方式を継続する。公立幼稚園の入園料、保育料については、5年以内に調整する。

社会教育事業の取扱い 公民館については、鶴岡市中央公民館を新市の中央公民館とする。現在の各町村の中央公民館、地区公民館については、それぞれの特徴を踏まえ連携を強化していく。図書館については、鶴岡市立図書館を本館とし、各町村の図書館、図書室を分館とする。また、本館の図書が分館で貸出、返却可能となるよう、機能整備、電算化を年次的に行う。

スポーツ振興事業の取扱い 体育施設の使用料については、適正な受益者負担に留意し、5年以内に算定基準の統一と併せて、見直しを行う。経過措置を置いた項目については、合併後、地域の特性や住民生活に関わるサービスを低下させないように、財政見直しなども踏まえ、最善の配慮をしつつ調整が進められます。

以上は、協定書から一部を抜粋したものです。全文については、協議会のホームページに掲載していますので、どうぞ御覧ください。

南庄内合併協議会だより

第2号

編集・発行 / 南庄内合併協議会事務局
〒997-8601 山形県鶴岡市馬場町9-25
Tel 0235-25-2115 Fax 25-2154

電子メール info@minamishonai-gappei.jp
ホームページ http://www.minamishonai-gappei.jp/